

重要事項説明書（共同生活介護サービス）

あなたに認知症対応型共同生活介護サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名 称	医療法人紀典会			
所 在 地	岡山県和気郡和気町和気 2 7 7			
法人種別	医療法人			
代 表 者	理事長 北川堯之			
連 絡 先	電 話	0869-93-1141	F A X	0869-93-1200

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	この施設は利用者が家庭的な雰囲気の中で、役割を持って自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します
運営方針	当施設においては、「明るく、あたたかく、愛をもって」をモットーに、ご利用者の尊厳を重視し、ご家族や、地域の協力をもってご利用者の自立に向けたサービスを提供するよう努力します。

3. 事業所

名 称	グループホームアネシス			
指定番号	3 3 7 2 3 0 0 3 5 4			
所 在 地	岡山県和気郡和気町和気 2 6 6 - 1			
連 絡 先	電 話	0869-93-1711	F A X	0869-93-1093
建 物	住 居 数	2	総部屋数	1 8 部屋
	延床面積	5 1 6 . 9 m ² (1ユニット259.6m ² ・2ユニット257.3m ²)		
	職 員 数	1 4 人以上（人員基準とその他相当数）		

4. ご利用住居

名 称	グループホームアネシス				
所 在 地	岡山県和気郡和気町和気 2 6 6 - 1				
管 理 者	氏 名	1 ユニット 岸野千津子		2 ユニット 小林美紀	
	保有資格	介護支援専門員	兼務	介護福祉士	
連 絡 先	電 話	0869-93-1711	F A X	0869-93-1093	
建 物	構 造	木造建築 平屋建て			
居 室	床 面 積	9 . 9 3 m ²			
	居 室	全室個室			
	設 備	ベッド／収納庫／カーテン／冷暖房機器			
共用施設	食堂・リビング・台所、便所、浴室、洗濯室				

5. 職員体制（運営基準の職種及び職員数） （令和 年 月 日現在）

職 種	配置人数及び勤務内容		保有資格
管 理 者	2 人	各ユニット単位 常勤又は兼務	介護福祉士 介護支援専門員等
介護職員	人	常勤及び非常勤	介護福祉士／ヘルパー
看護職員	1 人	非常勤	看護師
計画作成担当者	4 人	各ユニット単位 常勤	介護支援専門員又は、介護福祉士

6. 職員の勤務体制

区 分	勤 務 時 間	休 暇	員 数
常 勤	日勤／遅出	月に 9 回	運営基準配置数
夜勤体制	2 1 : 0 0 ～ 6 : 0 0		

7. 休業日

休 業 日	なし
-------	----

8. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材費は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・食事時間 朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 18:00
排 泄	・利用者の状況に応じ、適切な排せつの介助と、排せつの自立の援助を行います。 ・排泄の介助は、その方の状況に合わせて行いますが、原則としてトイレへの誘導で行います。
入 浴	・週3回入浴または清拭を行います。
日常生活上の世話	・離床 寝たきり防止のため離床に配慮します。 ・着替え 着替えのお手伝いをします。 ・整容 身の回りのお手伝いをします。 ・寝具消毒 ・洗濯 ・シーツ交換 ・居室内清掃 ・健康管理 ・役場等手続代行
機能訓練	・離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
医師の往診の手配等	・医師の往診の手配その他療養上の世話をします。
相談および援助	・利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

(2) 介護保険一部負担金

介護保険の適用を受け、法定代理受領サービスである場合の利用料の額は介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。

●認知症対応型共同生活介護費 (II)

※一部負担金が1割の場合

要介護区分	基本料金(／日)	加算料金
要支援2	749円	初回加算 (30円／日)
要介護1	753円	●医療連携体制加算 (I) (37円／日)
要介護2	788円	協力医療機関連携加算 (100円／月)
要介護3	812円	高齢者施設等感染対策向上加算 (I) (10円／月)
要介護4	828円	高齢者施設等感染対策向上加算 (II) (5円／月)
要介護5	845円	新興感染症施設療養費 (250円／月)
		認知症専門ケア加算(II) (4円／日)
		認知症チームケア推進加算(I) (150円／月)
		認知症チームケア推進加算(II) (120円／月)
		若年性認知症利用者受入加算 (120円／日)
		○口腔衛生管理体制加算 (30円／月)
		口腔・栄養スクリーニング加算 (20円／月)
		○栄養管理体制加算 (30円／月)
		生活機能向上連携加算 (100円／月)
		入退院支援加算 (246円／日)
		退居時情報提供加算 (250円／回)
		退居時相談援助加算 (400円／回)
		看取り介護加算死亡日45～31日前 (72円／日)
		30日～4日前 (1440円／日)
		前日～前々日 (680円／日)
		死亡日 (1,280円／日)
		科学的介護推進体制加算 (40円／月)
		●サービス提供体制強化加算 (I) (22円／日)
		●介護職員等処遇改善加算 (I) 18.6%の加算

前頁の加算料金の内容については次の通りです。（一部負担金が1割の場合）

- ・ 初回加算 1日につき30円 ※○印は今後の体制により算定予定です。
（入居日から30日以内の期間は加算されます。ただし、入退院支援加算を加算している場合で入院加療が1月以内の場合は加算されません。）
- 医療連携体制加算（Ⅰ） 1日につき37円
（併設の老人保健施設エスプランスわけの看護師が健康管理、重度者の対応を24時間連絡できる体制を確保しています。）
- 協力医療機関連携加算 1月につき100円
（入居者の病状が急変した場合に医師、看護職員が相談対応を行うように協力医療機関との体制を常時確保しています。また、入居者等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催しています。）
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 1月につき10円
（感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。また、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時に協力医療機関と連携し適切な対応しています。感染対策に係る加算の届出を行っている医療機関が主催する感染対策の研修等に参加している場合に加算されます。）
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 1月につき5円
（診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染症が発生した場合の感染制御等に実地指導を受けている場合に加算されます）
- ・ 新興感染症等施設療養費 : 1日につき240円
（厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者に対し適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に1月につき連続5日間を限度として加算されます。）
- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき4円
（認知症日常生活自立度Ⅲ以上のご利用者が半数以上、入居されている。従事者に認知症介護実践指導者研修等の専門研修を終了した職員を配置している。又、職員間で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導介護を定期的に開催しているなど事業所が評価される加算です。）
- ・ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） : 1月につき150円
（日常生活に支障となる重度の認知症の占める割合が2分の1以上であること。認知症のある入所者の占める一定の割合と認知症に関する専門的研修と認知症の行動・心理症状の予防等に関するケアプログラムを含む研修の終了した職員体制を整備し、認知症の行動・心理症状の発現を未然に対応するためチームで取り組み実施している場合に日常生活に支障のある認知症対象に対して加算されます。）
- 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） : 1月につき120円
（日常生活に支障となる重度の認知症の占める割合が2分の1以上であること。認知症に関する法定専門研修を受講した職員体制を整備し、認知症の行動・心理症状の発現を未然に対応するためチームで取り組み実施している場合に日常生活に支障のある認知症対象に対して加算されます。※認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定している場合は算定できません。）
- ・ 若年性認知症利用者受入加算 1日につき120円
（若年性認知症利用者の受け入れについて個別の担当者を定めて対応することで加算されます。）
- 口腔衛生管理体制加算 1月につき30円
（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職に対する口腔ケアに係る助言、指導により計画を作成し、口腔衛生管理を行った場合に加算されます。）
- ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 1回につき 20円
（利用開始時及び利用中の6月ごとに介護職員等が口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い低栄養状態の場合には改善に必要な情報等を担当する計画担当者と情報を共有する栄養改善の取り組みを行った場合に6月に1回加算されます。）
- 栄養管理体制加算 1月につき 30円
（外部の管理栄養士と日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的な指導を行うことで加算されます。）※短期利用は除きます。

- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 1月につき100円
（通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士等や医師からの助言を受け体制があり助言を受けて生活も向上を目的に連携して個別機能訓練計画を作成した場合に3月に1回加算されます。）
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 1月につき200円
（通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士、作業療法士等が訪問して担当する計画担当者と連携して生活機能の向上を目的に個別機能訓練計画を作成し、生活機能向上に向けた取り組みを行った場合に3月の1回加算されます。）
※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併せて加算はしません。
- ・入退院支援加算 1日につき 246円
（病院に入院加療を要した場合に入院後3月以内に退院することが見込まれ、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事情がある場合を除き、円滑に入居できるように体制を確保した場合1月に6日間、加算されます。）
- ・退居時情報提供加算 : 1人につき1回 250円
（医療機関へ退所する入居者に医療機関に対して入居者の同意を得て入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に加算されます。）
- ・退居時相談援助加算 1回につき400円
（利用者（1ヶ月以上の利用）が退居し、居宅サービス等の利用する場合において利用者、家族の同意を得て居宅サービス提供事業所に必要な情報を提供した場合に加算されます。）
- ・看取り介護加算（要介護）

死亡日前45日から31日前	・1日につき	72円
死亡日前30日から4日前	・1日につき	144円
死亡前々日から前日	・1日につき	680円
死亡日	・1日につき	1,280円

 （医師が診断し、利用者、家族等の同意を得て御亡くなるまで45日間の看取りを行った場合に加算されます。なお、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン等の内容に沿って実施します。）
- 科学的介護推進体制加算（短期利用を除く） 1月につき40円
（ご利用者ごとの日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供にあたって適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用することで加算されます。）
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき22円
（従事する介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が7割以上の配置及び勤続年数10年以上の介護福祉士が2.5割以上の必要な要件を満たしている体制加算です。）
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員等の賃金改善に係る加算です。算定要件に基づいて認知症対応型共同生活介護費とその他の加算を含む介護費に18.6.％を乗じた額が加算されます。

(3) その他の利用料（介護保険給付外費用）

（これらは介護保険給付の対象外です。実費をお支払い下さい。）

種 類	内 容
食事代	食事費用 1日 1,800円となっています。 (内訳 朝食600円/昼食600円/夕食600円)
家賃代	家賃費用（生活費を含みます） 1月が40,000円の定額制となっています。但し、契約時及び退居時等で月の利用日数が10日未満の場合は1日に4,000円を利用日数に乗じた料金となります。
おむつ代	おむつは1枚当たりの金額を明示し請求させていただきます。 ・尿パット通常型25円・ビッグワイド型パット50円/枚・紙おむつ130円 ・紙パンツ150円/枚
理美容代	ご要望に応じて理髪店に手配し、支払い方法なども調整します。
娯楽費	買い物、外食、遠出などを行う際に徴収させていただきます。
日常生活費	ご利用者等の希望によって個人でお使いになる身の回り品の費用です ・清潔用品（ボックスティッシュ80円/箱・おしり拭きティッシュ120円/袋） ・口腔ケア用品（歯磨き粉200円/本・義歯ブラシ340円/本・スポンジブラシ40円/本・くるりナブラシ350円/本）
家電製品使用料 (電気使用料)	家電製品（テレビ・電気毛布・電気あんか等）を準備され使用される場合は1製品につき1日20円（税別）
銀行口座振替 手数料	利用料のお支払いを銀行口座自動振替で希望される方の事務手数料です。 1回につき55円または、165円（取引銀行により金額が違います。）

(4) 利用料のお支払いについて

毎月10日までに利用月の翌月に請求書を発行しますのでその月の末日までにお支払いください。

なお、お支払い方法が現金、銀行振込、銀行口座自動振替の方法がありますので契約時にご相談ください。なお、銀行口座自動振替の場合には利用月の翌々月が振替日となりますのでご確認ください。（取引銀行等により10日または11日です。）

9. 入居に当たっての留意事項

面 会	来訪者は、面会の都度、職員に申し出て下さい。又、宿泊を希望される方については必ず許可を得て下さい。
外 出	外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日時を届け出て下さい
居室利用の 注意事項等	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。騒音の発生、威圧行為等他の利用者の迷惑なる行為はご遠慮願います。承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。

10. 協力医療機関

名 称	北川病院
所 地	岡山県和気郡和気町和気277
電話番号	0869-93-1141
診 察 科	内科・外科・麻酔科・肛門外科・循環器科・リハビリテーション科・泌尿器科
入院設備	76床
救急指定	指定病院

11. 非常災害時の対策

消防計画	別に定めます。（併設の老人保健施設エスプランスわけに準じます） 消防計画 平成23年4月1日 消防署へ届出 防火管理者 馬場 要行
避難訓練	年2回、火災、地震等を想定した訓練を行います。
防災設備	非常火災報知設備 / スプリンクラー設備 / 非常通報設備 誘導灯 / 消火器

12. 苦情申立

当事業所 相談室 (苦情窓口)	担当者 小林 美紀 / 岸野千津子 苦情解決責任者 吉久 学 ご利用時間 毎日 8:15~17:15 ご利用方法 電話 0869-93-1711 ご意見箱を設置していますのでご投函して下さい
-----------------------	---

その他の苦情窓口 岡山県国民健康保険連合会 電話 086-223-8811
和気町介護保険課 0869-93-1139

1 3. 事故発生時の対応について

当事業所は利用者に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅支援事業所等に対して連絡等の必要な措置を講じます。

賠償すべき事故が発生した場合は契約書に記載の通り速やかに賠償を行うこととします。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとします。

1 4. 医療連携体制について

当事業所は利用者が重度化した場合における対応を次のように定め丁寧な対応をします。

- ・別に定める看取り指針に基づき看護師による対応を行います。
- ・急性期における医師や医療機関との連携体制をとります。
- ・上記の場合の食費に関しては入院期間中は当事業所で算定しないものとします。
- ・その他、その都度状況に応じて説明をし、同意を頂きながら手続きを進めます。

1 5. グループホームアネシスの看取りに関する指針

1. 当グループホームにおける看取り介護の考え方

看取り介護とは、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し、かつ納得して生きることができるよう援助することであり、利用者の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護について行なうことと考える。

2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いが錯綜することは普通の状態として考えられる。グループホームでの看取り介護は、なじみの場所で親しい人々に見守られ、自然な死を迎えられることであり、グループホームは利用者または家族に対し以下の内容を確認し理解を得る。

①グループホームにおける医療体制の理解

- ・常勤医師の配置がないこと。
- ・医師とは協力医療機関とも連携し必要時は24時間の連絡体制を確保して、必要に応じ健康上の管理等に対応すること
- ・夜間は医療スタッフが不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること。

②病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師との連絡をとり判断する。

夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡をとって緊急対応を行なう。

③家族との24時間の連絡体制を確保していること

④看取りの介護が発生する場合は家族の同意を得ること

3. 看取り介護の具体的支援内容

①利用者に対する具体的支援

I・ボディケア

- ・バイタルサインの確認
- ・環境の整備を行なう
- ・清潔への配慮
- ・安寧、安楽への配慮
- ・栄養と水分補給を適切に行う
- ・排泄ケアを適切に行う
- ・発熱、疼痛への配慮

II・メンタルケア

- ・身体的苦痛の緩和
- ・コミュニケーションを重視する
- ・プライバシーへの配慮を行なう
- ・全てを受容してニーズに沿う態度で接する

III・看護処置

- ・医師の指示に基づき必要な点滴や酸素吸入等の看護処置を看護職員によって行なう。

②家族に対する支援

- ・話しやすい環境を作る
- ・家族関係への支援にも配慮する
- ・希望や心配事に真摯に対応する
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減へ配慮する
- ・死後の援助を行なう

4. 看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期をグループホームで介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものである。

②医師よりの説明

- I. 医師が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、看護職員を通じ、当該利用者の家族に連絡をとり、日時を定めて、協力医療機関の医師より家族へ説明を行なう。この際、施設でできる看取りの体制を示す。
- II. この説明を受けた上で、家族は利用者が当グループホームで看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することができる。医療機関入院を希望する場合は、グループホームは入院に向けた支援を行なう。

③看取り介護の実施

- I. 家族がグループホーム内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、介護支援専門員は職員と協働して看取り介護の計画を作成すること。
 - II. 看取り介護を行なう際は、看護師が週に1回以上定期的に家族への説明を行ない同意を得ること。
 - III. グループホームの全職員は、利用者が尊厳を持つひとりの人間として、安らかな死を迎えることができるように利用者または家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めること。
5. 夜間緊急時の連絡と対応について
当グループホームの夜間緊急時の連絡・対応マニュアルによって適切な連絡を行うこと。
6. 協力医療機関との連携体制
当グループホームは協力医療機関である北川病院との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

16. 個人情報の利用目的

グループホームアネシスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的に記載された場合に限り、利用者及び家族の個人情報を利用することについて同意を得て使用します。なお、利用目的は以下のとおり定めています。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔グループホーム内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
入退所等の管理／会計・経理／事故等の報告／当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答／利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合／検体検査業務の委託その他の業務委託／家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
審査支払機関へのレセプトの提出／審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【前項以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料／当施設において行われる
学生の実習への協力／当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

外部監査機関への情報提供

- ・厚生労働省へのデータ提供

17. 運営推進会議の設置

認知症共同生活介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に活動状況等を報告し、その内容について評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置し、より地域に開かれた事業者を目指します。

運営推進会議 構成 利用者、利用者の家族 地域住民の代表者（民生委員等）

保険者（和気町役場介護保険課担当者）

地域包括支援センター職員等開催時期 概ね2ヶ月に1回開催します。

18. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日（令和 年 月 日）

実施した評価機関の名称（ 運営推進会議 ）

※評価結果の開示は施設入口にて掲示しています。

19. 衛生管理等について

施設で使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、医薬品及び医療用具についても適正に管理します。感染症の発生やまん延防止については定期的に研修等を実施し周知徹底を図ります。また、必要に応じて備前保健所等の助言、指導を求めるとともに連携に努めます。

20. 虐待防止について

当施設は、利用者等の人権擁護・虐待防止のために虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催します。また、職員が相談できる体制を整備するとともに研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識の習得に努めます。

虐待防止に関する責任者

管理者 ・ 小林 美紀

21. その他の留意事項

職員へのハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント）の行為によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。ハラスメントは固くお断りします。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

22. 運営基準に適合しない場合の減算

- ・業務継続計画未実施減算：感染症や非常災害の発生においてサービス提供を継続するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合は所定単位数の3.0%を減算します。
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算：虐待の発生又はその再発を防止するために指針の整備及び定期的に委員会の開催と研修の実施を行っていない場合や実施するための担当者を置いていない場合は所定単位数の1.0%を減算します。
- ・身体拘束廃止未実施減算：身体拘束等の適正化を図るために身体拘束の指針を整備し、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、検討する委員会を3月に1回以上の開催するとともに結果の周知徹底を図ると共に定期的に研修を実施することなどを講じていない場合は所定単位数の1.0%を減算します。

